

大阪、平 5 不73、平7.9.6

## 命 令 書

申立人 新相互タクシー労働組合

被申立人 大阪相互タクシー株式会社

## 主 文

被申立人は、申立人から平成 5 年11月24日付け「要求書並びに団体交渉申立書」で申入れのあった団体交渉に速やかに応じなければならない。

## 理 由

### 第 1 認定した事実

#### 1 当事者等

- (1) 被申立人大阪相互タクシー株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、タクシー業を営む株式会社で、その従業員は本件審問終結時約800名である。
- (2) 申立人新相互タクシー労働組合は、会社の乗務員で組織する労働組合で、その組合員は本件審問終結時142名である。
- (3) 会社には、申立人のほかに全相互タクシー労働組合（昭和52年に結成。以下「全相労」という）、自交総連大阪相互タクシー労働組合（昭和57年に結成。以下「自交総連労組」という）及び新相互タクシー非乗務員労働組合（この組合については、当委員会における平成 6 年（不）第10号事件で、労働組合法上の労働組合であるか否かが争点の一つとなっている）がある。
- (4) 会社は全相労及び自交総連労組と組合員の範囲及びユニオン・ショップに関する労働協約を締結している。

#### 2 申立人の結成に至るまでの経緯

- (1) 会社は、乗務員に特定の 1 車両を割り当て、その車両の売上げから燃料費ほかの運行経費や車両修理費等の諸経費を差し引き、その残高の94%を乗務員の賃金とするいわゆる自主管理制度を採用してきた。

こうした制度の下で、事故時の費用を個人で負担すること、傷病時の休業補償がないこと、また、会社の指定する燃料補給場所の燃料販売価格が市場価格より高価であること等について不満をもつ乗務員もいた。

平成 5 年11月 7 日、既存の労働組合ではできなかった労働条件の改善を図るとして、新大阪相互タクシー労働組合（以下「新労」という）が結成された。その構成員は、会社の営業所長を含む課長職以上の者と全相労加入の一部組合員であった。

新労は、申立人の肩書地に新労名義でマンションの一室を賃借して組

合事務所を設置し、印判については、「新大阪相互タクシー労働組合」の名称を刻印した組合印及び代表者印を作製した。

これらの費用には、新労結成時に新労組合員有志が出資した金員を充てた。なお、この出資金は、新労の財政的な基盤となるものであり、これは、自交総連労組結成時に、同組合員の賃金から会社が全相労の組合費をチェック・オフした経緯からみて、新労結成にあたっては会社と同様の措置をとり、このため新労も同組合員から組合費を徴収することが困難になることが予想されたため設けられたものである。

- (2) 平成5年11月8日、新労は会社に対し、組合結成及び役員決定について文書で通知するとともに、管理職の労働条件の改善等の要求と団体交渉（以下「団交」という）の開催を申し入れる書面を提出した。

なお、新労の役員は、執行委員長の会社池田営業所長X1（以下「X1」という）をはじめ、すべて課長以上の者であった。

同日、会社はX1に対し、役員待遇の地位にありながら労働組合を結成したことは、社内の秩序を著しく乱し、会社の社会的信用を著しく失墜させるものであるなどして、懲戒解雇を通告した。

- (3) 平成5年11月10日、会社は、課長職以上が集まって毎日行われる夕会で「一部管理職が新労加入勧誘活動を行っている。管理職各位は、公私にわたる行動を自ら責任をもって冷静かつ賢明に対応するよう指示する。今後かかる行為が現認された場合は、諸規定に照らし厳しく対処する」旨記載した「業務指示」と題する文書を読み上げたうえで、各課長に手交した。なお、会社は、同日以降の夕会においても度々、同内容の指示、警告を口頭で行った。

- (4) 平成5年11月15日、新労は全相労に対し、全相労から新労に加入した156名の脱退届けを提出したが、全相労は、「新労に加入した管理職が全相労加入の乗務員に脱退届への署名を半強制的にさせた事実が判明している」として、受取を拒否した。また、同日、新労は会社に対しても新労の組合員は既に全相労から脱退した旨届け出たが、会社は、「現時点では認められない」旨回答した。

- (5) 全相労は会社に対し、平成5年11月19日に「新労に加盟する管理職が就業中に全相労の組合員に対し、加入勧誘活動を行っている。管理職は、会社から賃金の保障を得る中で、全相労に対する組織介入を行い、団結権を侵害している。会社の責任を明らかにせよ」との抗議申入書を提出した。

### 3 申立人の結成及び団交申入れ等

- (1) 平成5年11月24日、新労組合員のうち乗務員全員約180名が、非乗務員とは要求内容が異なるとして、新労から脱退し、独自の組合規約と執行機関を有する申立人を結成した。一方、新労は、乗務員の組合員の脱退に伴い、名称を新相互タクシー非乗務員労働組合（以下「非乗務員労組」という）に改めた。なお、申立人の組合規約では、会社の乗務員のみを

もって組合員とすることになっており、会社の乗務員には役職者はいない。また、申立人と非乗務員労組の間では、一般組合員又は役員を兼ねる者はいない。

同日、申立人と非乗務員労組は、従業員の権利を守り、会社をよくしていくとして、新相互労組共闘会議（以下「共闘会議」という）を結成し、非乗務員労組の執行委員長となったX1が共闘会議の議長となった。

- (2) 前記(1)記載の申立人結成当日、申立人は会社に対し、乗務員のみで組合を結成した旨通知するとともに、「役員決定通知書」及び「要求書並びに団体交渉申入書」（以下「要求書」という）を提出し、平成5年11月27日午後2時より団交を開催するよう申し入れた（以下「本件団交申入れ」という。）しかし、会社がこれに対する明確な回答を示さなかったため、申立人は同月27日まで連日、会社に回答するよう求めた。

上記要求書記載の要求事項は以下のとおりである。

「(一) 全体要求

1. 労働条件の変更や決定については、労使で話し合いのうえ決定するため、「事前協議制」協定を締結されたい。
2. 早期に組合事務所を貸与されたい。
3. 早期に一定の場所に広報及び告知のための組合掲示板を設け貸与されたい。
4. 会社は、組合員より一定の組合費を毎月の賃金より控除し、一括して組合に支払うようにされたい。

(二) 乗務員要求

1. 資材品価格・車両価格・修理工賃の明確化及び帳票類・原価計算等の完全公開
2. 車両審査方法の改善
3. 同業他社間事故における受入不能の場合の補償
4. 定期点検費用の分割化
5. 共通チケット・クレジットカードの導入
6. 共助会の有効活用（福祉関係の充実）
7. 失効した有給休暇の救済及び口頭届による有給休暇取得への改善
8. その他」

なお、申立人が要求書に押印した印判は、前記第1・2(1)記載の、新労が使用していた印判と同一のものである。

- (3) 平成5年11月25日、全相労は会社に対し、申立人の結成について、管理職がかかわっているとして会社の責任を問う旨の文書を提出した。

- (4) 平成5年11月27日、申立人が会社に対し、同月24日提出の要求書について回答を求めたところ、会社は、「全相労との間でユニオン・ショップ協定を締結しているので、現時点では申立人を労働組合として認められないし、団交にも応じられない。また、全相労加入の組合員については、従来どおりその賃金から全相労の組合費として、一人当たり4,000円を天

引きする」旨回答し、同月29日支給の申立人組合の賃金から全相労の組合費をチェック・オフした。

なお、会社は、全相労からの脱退が確認された申立人組合員について、同6年4月分の給与から、このチェック・オフを中止し始め、同年8月にはすべて中止した。

- (5) 前記2(1)記載の新労組合員有志による出資金については、「基金」(以下「基金」という)と名称を変えて共闘会議が管理し、申立人、非乗務員労組がそれぞれの所要資金を借り入れるための原資とすることとなった。

申立人は、組合員からのカンパとともに基金からの借入金を組織の運営費用に充てていた。なお、この基金からの借入金は、基金に返済することを前提に借り入れられたものであり、基金に出資された金員は、申立人及び非乗務員労組の組合活動が基金からの借入金なしにできるようになった時点で、その出資者に返還されることが予定されている。

申立人は、組合費については、会社が前記(4)記載のチェック・オフを中止するまでの間、組合員からの徴収を行わず、組合員が自発的に行う納入に任せていた。

なお、申立人は、会計の管理をその財政部で行っており、また、申立人、非乗務員労組及び基金には各1冊独自の帳簿があり、会計はそれぞれ独立して処理されている。

- (6) 申立人は、平成5年12月1日に本件不当労働行為救済申立て(以下「本件申立て」という)を行ったが、この申立書には前記2(1)記載の新労作製の印判から「大阪」の文字を削った印判を押印した。

本件申立て後においても、上記印判が、同年12月16日付け申入書では、申立人及び共闘会議の印判として、また、同6年1月8日付け抗議申入書では、申立人及び非乗務員労組の印判として、それぞれ押印された。なお、申立人は本件審問開始後、新たに独自の印判を作製し、使用している。

申立人は、その結成後肩書地において、新労名義で賃借した事務所を非乗務員労組と共同で使用していた。本件審問開始後、申立人は賃借人名義を同5年11月24日に遡って申立人名義に書き換えるとともに、保証金の返還請求権及び什器備品は申立人が引き継ぎ、経過家賃及びその他の消耗したものについては申立人と非乗務員労組で折半するという形で精算し、これらにより申立人が負担すべき費用については、基金からの借入金として経理処理を行い、その後は、同事務所の家賃を単独で負担している。また、上記の賃借人名義変更後、非乗務員労組は事務所を別の場所に移転した。

- (7) 共闘会議の会議は、申立人及び非乗務員労組の三役が出席して月1、2回開催され、意見や情報の交換、共闘会議発行の機関紙の内容検討等が行われている。また、同機関紙の発行・配布及び街頭宣伝車による宣

伝活動は共闘会議の名において行われているが、これらの活動費用については申立人及び非乗務員労組で折半し負担している。なお、申立人固有の組合活動については、共闘会議で決定することはなく、申立人独自で決定している。

- (8) 本件申立てにおいて、申立人は、当初本件団交申入れの応諾及び申立人組合員に対する全相労の組合費のチェック・オフの中止を求めたが、会社が同チェック・オフを中止したため、平成6年9月1日、チェック・オフ中止を求める申立てを取り下げた。

なお、本件審問終結時現在、会社は本件団交申入れに係る団交に応じていない。

#### 4 請求する救済の内容

申立人の請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。

本件団交申入れに係る団交に速やかに応じること。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張要旨

- (1) 申立人は次のとおり主張する。

申立人は、次のとおり非乗務員労組とは完全に独立した、労働組合法に適合した労働組合であるにもかかわらず、会社は、申立人の存在そのものを否認し、団交に全く応じようとしないのであって、かかる会社の行為は不当労働行為である。

ア 非乗務員と乗務員は一体となって、新労を構成していたが、平成5年11月24日に乗務員のみで構成する申立人が結成され、非乗務員で構成する非乗務員労組と分離して以降、申立人は独自の実体を有している。申立人の一般組合員及び役員が、非乗務員労組の一般組合員又は役員を兼ねることはない。さらに、申立人には会社の役職者及び利益代表者は加入していない。

イ 申立人、非乗務員労組及び基金の三つの会計はそれぞれ別途処理されており、独自の帳簿が作成されている。申立人の会計は申立人財政部が管理している。

ウ 結成当初、組合の印判及び組合事務所について、申立人が非乗務員労組とこれらを共有していたのは、組合費の徴収が可能になり財政が安定するまでできるだけ出費を避けるためのあくまで一時的な措置にすぎない。しかし、本件審問開始後、会社が、この点につき指摘したため、無用な誤解を避けるために事務所及び印判を分離した。

エ 申立人は、組合機関紙の発行・配布及び執行委員会や組合大会の開催など独自の活動を行っている。

また、申立人及び非乗務員労組は、同一の目標を有するため、共闘会議を結成し活動しているものの、そこでの会議は情報交換が中心であり、活動に係わる諸経費については、申立人及び非乗務員労組で折半し負担している。なお、共闘会議は申立人固有の組合活動を拘束す

るものではない。

(2) 被申立人は次のとおり主張する。

以下の理由から、申立人は、新労または非乗務員労組と同一の組織であることは明白であり、しかも、これらの組合が労働組合法第2条ただし書第1号に該当する者を含むため、申立人は不当労働行為救済申立ての申立人適格を有せず、本件申立ては却下されるべきである。

ア 申立人と非乗務員労組との分離は、労働組合法上必要とされる労働組合の要件を形式上整えるため、意図的に作り出されたものである。申立人の組合員は、新労又は非乗務員労組に所属する管理職がその地位を利用して行った勧誘により加入したものである。

イ 財政面でも申立人と非乗務員労組の負担部分は明確でなく一体である。

ウ 権利義務に関する法律文書作成上最も重要な印判が新労、申立人及び非乗務員労組を通じ同一であることは、これらの団体が実質的に同一であることを示すものであり、財政的制約から同一印判を使用せざるを得なかったとの申立人主張はあまりに便宜的である。

会社が、申立人と非乗務員労組の事務所が同一であることを本件第1回審問で指摘すると、第2回審問期日までに事務所を分離しており、財政的制約があったとの主張は理由がない。

エ 申立人と非乗務員労組は共闘会議の名の下に混然一体となって街頭での宣伝活動や機関紙配布などの活動を行っている。申立人の組合としての要求も、自らの提案によるというよりも管理職からの示唆によるものがほとんどであり、申立人独自の活動実態はない。

2 不当労働行為の成否

(1) 申立人適格について

会社は、申立人は不当労働行為救済申立ての申立人適格を有しないと主張するので以下判断する。

ア 組織について

前記第1. 2(1)及び3(1)認定のとおり、申立人は、課長職以上の者を構成員として含む新労から乗務員の組合員全員が脱退し、乗務員のみで結成されたものであって、独自の組合規約及び執行機関を有しており、申立人と非乗務員労組の間では、一般組合員又は役員を兼ねる者はいない。また、申立人の構成員である乗務員には労働組合法第2条ただし書第1号に規定する会社の利益代表者等は含まれていないものと認められる。なお、仮に会社が主張するように、申立人組合員の一部に新労又は非乗務員労組に所属する管理職の勧誘により加入した者がいたとしても、そのことによって申立人の組織上の独立性がなくなるものではない。

イ 財政について

前記第1. 3(5)認定のとおり、申立人は、その財政部で会計管理

を行っており、非乗務員労組及び基金とは別個に独自の帳簿を備え付け、独立した会計処理を行っていることが認められる。

また、前記同認定のとおり、申立人は、結成以降、新労組合員有志による出資金が元になった基金からの借入金を組織の運営費用に充てていたことが認められるが、これは、前記第1. 3 (4)及び(5)認定のとおり、会社が申立人の組合員に対して全相労組合費をチェック・オフしたこと、及び申立人がこのチェック・オフの間組合員から組合費を徴収していなかったことから、所要の活動資金を借り入れていたものであって、申立人が基金から借り入れていたことをもって、申立人と非乗務員労組が財政的に一体であるとは言えない。

したがって、申立人は独自の財政を営んでいると認めるのが相当である。

なお、新労結成時に出資された金員の一部に会社の管理職からのものがたとえ含まれていたとしても、前記第1. 2 (2)及び(3)認定のとおり、新労と会社が激しく対立していたことからすれば、申立人が行った基金からの借入れが会社からの経理上の援助に当たるとは言えない。

#### ウ 印判及び組合事務所について

前記第1. 3 (2)及び(6)認定のとおり、申立人は、当初新労作製の印判を使用し、その後一部を削ったものを非乗務員労組及び共闘会議と共用していきことが認められる。印判は、団体の位置づけに重要な役割を果たすものであり、申立人、非乗務員労組及び共闘会議がこれを共用したことは団体の独自性を示すうえで適切なものとは言えないが、印判が同一であることをもって、直ちに申立人と非乗務員労組が実質的に同一であり、一体の組織であることを示すものとは言えない。

次に、組合事務所についてみると、前記第1. 3 (6)認定のとおり、申立人は、結成以降非乗務員労組と同一の事務所を使用していたことが認められる。しかし、本件においては、前記第1. 3 (5)認定のとおり、申立人には全相労の組合費の申立人組合員からのチェック・オフが中止されるまで十分な組合費の徴収がなく、組織の運営費用については基金からの借入れ等を賄っていた事情が認められ、この事情を考慮すると、申立人と非乗務員労組が、同一の事務所を使用していたことをもって、申立人が実質的な独立性を有しないことを示すものとは言えない。

会社は、新労作製の印判の使用及び非乗務員労組との事務所の共用は、財政的制約によるものであるとの申立人の主張は便宜的であると主張するが、上記のとおり組合費の徴収が困難であった状況からみて、財政が安定するまでの一時的な措置であったとする申立人の主張には理由があると考えられる。なお、結果的に、申立人組合費の徴収が可

能になる前に、申立人は独自の印判の作製、事務所の分離を行っているが、これは本件審問において、会社から申立人と非乗務員労組との印判及び事務所の共用を指摘されたことにより、申立人がその独立性について無用な誤解を避けるために、前記第1.3(6)認定のような借入金等の経理処理を講ずることにより行ったもので、そもそも財政的制約がなかったという会社の主張は採用できない。

エ 組合活動について

前記第1.3(2)認定のとおり、申立人は、会社に対し、結成当初から独自に、組合員の労働条件改善等を求める要求活動を行っていることが認められる。また、前記第1.3(7)認定のとおり、申立人は、非乗務員労組と共闘会議を結成し、街頭宣伝活動等を行っているものの、同会議の活動費用は折半して負担していること、また、申立人固有の組合活動については、独自で決定していることが認められる。したがって、申立人が非乗務員労組と共闘を行っていること、また、申立人の要求が非乗務員労組と共通しているということによって、申立人の独自性が否定されるものではない。

以上からすれば、申立人は、形式的にも、実質的にも独立しており、労働組合法に適合した労働組合であると解され、申立人に不当労働行為救済申立ての申立人適格はないとの会社の主張は失当である。

(2) 本件団交申入れについて

前記第1.3(2)及び(4)認定のとおり、会社は本件団交申入れについて、申立人が労働組合とは認められないとして、団交に応じていない。しかし、申立人が形式的にも、実質的にも独立しており、労働組合法に適合した労働組合であることは前記(1)判断のとおりであり、会社の団交拒否には正当な理由がないことは明らかである。

したがって、会社は正当な理由なく申立人からの団交申入れを拒否しているのであって、かかる会社の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年9月6日

大阪府地方労働委員会  
会長 由良数馬 ㊟